

質問に対する回答書について
工事名）東北自動車道 苗代沢橋床版取替工事

質問事項と回答

番号	質 問	回 答
1	特記仕様書（P31）23-10-12 支払に記載がある「(2) 主桁上フランジ上面の面取り加工及び防錆」を見積もるため、鋼桁の上フランジ面積をご教示願います。	鋼桁の上フランジ面積は上り線が約 262.9 m ² 、下り線が約 229.2 m ² です。
2	排水装置撤去、設置は本工事に含まないものと考えてよろしいでしょうか。	詳細設計の結果により別途協議とします。
3	交通規制図(1)47/73、交通規制図(2)48/73 において、適用※4 に「交通監視員(一般車への注意喚起及び規制材保守)昼 5 名(交代要員 1 名含む)・夜 3 名(交代要員 1 名含む)」と記載されておりますが、昼夜施工の場合、昼の交通監視員は規制図に配置されている 5 名で、その 5 名の交代要員は 1 名と考えてよろしいでしょうか。また夜に配置する交通監視員は 3 名で、その 3 名の交代要員は 1 名と考えてよろしいでしょうか。	昼夜施工の場合、昼間の交通監視員は 6 名でそのうち 1 名が交代要員となります。また、夜間の交通監視員は 4 名でそのうち 1 名が交代要員となります。 設計図(47/73)交通規制図(1)及び、設計図(48/73)交通規制図(2)については後日訂正公告いたします。 (3月1日掲載予定)
4	交通規制図(1)47/73、交通規制図(2)48/73 において、適用※4 に「交通監視員(一般車への注意喚起及び規制材保守)昼 5 名(交代要員 1 名含む)・夜 3 名(交代要員 1 名含む)」と記載されておりますが、昼間施工の場合、昼の交通監視員は規制図に配置されている 5 名で、その 5 名の交代要員は 1 名と考えてよろしいでしょうか。また施工を行わない夜に配置する交通監視員は 3 名で、その 3 名の交代要員は 1 名と考えてよろしいでしょうか。	昼間施工の場合、昼間の交通監視員は 6 名でそのうち 1 名が交代要員となります。また、施工を行わない夜間の交通監視員は 4 名でそのうち 1 名が交代要員となります。 設計図(47/73)交通規制図(1)及び、設計図(48/73)交通規制図(2)については後日訂正公告いたします。 (3月1日掲載予定)
5	交通規制図(2)48/73 の 610.960KP～611.160KP の工事箇所側と交通規制図(4)50/73 の 611.060KP～611.160KP の渡り線両側に配置する規制機材の種類や数量をご教示願います。	設計図 48/73 の 610.960KP～611.160KP の規制機材については関係機関協議中のため、契約後別途協議とします。 また、設計図 50/73 の 611.060KP～611.160KP の規制機材については、LED 矢印板 1 枚/10 m、ラバーコーン(警告灯付き) 1 個/10m、進入車両強制停止装置 2 基、標識車 1 台、防護車両 1 台、ロボット誘導員 1 基、規制回転灯 1 基、赤色回転灯 1 基、全方位照明 1 基となります。

6	<p>特記仕様書(P45)23-23-3 技術提案内容に基づく参考見積書(訂正参考見積書)及び入札時に提出する単価表の取扱い(2)に記載ある通り、技術提案で短縮した日数を反映すると、交通規制工の規制機材の賃料や交通監視員の減額及び交通保安要員の減額が生じるため、交通規制工及び交通保安要員の単価項目には単価、金額共に記載せず必要となった全ての費用を高度技術提案に係る費用の項目へ計上すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p> <p>なお、高度技術提案に係る費用の内訳は、見積書及び入札時に提出する単価表の添付資料として確認します。</p>
7	<p>(様式-提案 2)について、記載されている外枠および記述欄の大きさを変更してもよろしいですか。</p>	<p>様式の外枠及び記述欄の大きさを変更することは可能です。</p>
8	<p>(様式-提案 2)について文字の大きさや図表についての規定はありますが、添付資料についても同様の規定はございますか。</p>	<p>添付資料については文字の大きさ及び図表について規定はありません。</p>
9	<p>入札公告(説明書)P12 技術提案 評価項目②について、「所定の工事期間内に確実に床版取替工事を行うための、品質低下や工程遅延等のリスク回避に寄与する設計及び製作に関する技術提案」とありますが、「設計」とは設計作業の工程遅延等のリスクを回避するための設計手法や設計実施体制等を含む設計作業に関する事項も含まれると解釈してよろしいですか。</p>	<p>そのとおりです。「設計」の範囲は、設計手法や設計実施体制等の設計作業の工程遅延に対するリスク回避や目的物の構造変更など現場施工における品質低下や工程遅延を回避するために設計において配慮すべき事項が対象です。</p>
10	<p>入札公告(説明書)P12 技術提案 評価項目②について、「所定の工事期間内に確実に床版取替工事を行うための、品質低下や工程遅延等のリスク回避に寄与する設計及び製作に関する技術提案」とありますが、「製作」とは目的物の構造変更など、現場での品質低下や工程遅延等のリスクを回避するための工場製作に関する事項も含まれると解釈してよろしいですか。</p>	<p>そのとおりです。「製作」の範囲は、プレキャスト部材の工場製作における品質低下や工程遅延等のリスク回避や現場施工における品質低下や工程遅延を回避するために工場製作において配慮すべき事項が対象です。</p>

1 1	<p>入札公告（説明書）4-6（3）P11 評価項目②の配点について、1 提案につき、優 10.0 点、良上 7.5 点、良 5.0、良下 2.5 点となっており、評価項目②で優 20.0 点、良上 15.0 点、良 10.0 点、良下 5.0 点となっておりませんが、例えば、技術提案 1（設計）で優の 10.0 点、技術提案 2（製作）で良上の 7.5 点、合計で 17.5 点という評価はあるのでしょうか、それとも両提案とも同じ配点になるのでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>評価項目②は「設計」と「製作」のそれぞれを評価し、合計点が評価項目②の評価点となります。</p>
1 2	<p>入札公告（説明書）P7 4-2. 技術評価の評価項目等 共通事項に「R5. 6. 16～R5. 10. 8 以内の工事工程であること。」と記載があることや別紙-1 概略工程表から対面通行規制期間は「R5. 6. 16 ～ R5. 8. 4（下り線）R5. 8. 20 ～ R5. 10. 8（上り線）」と判断できます。一方、特記仕様書 P6 8-4 工事の実施可能期間に対面通行規制期間について「R5. 6. 15～R5. 8. 4（下り線）R5. 8. 21～R5. 10. 10（上り線）」と記載があり齟齬があると思われます。</p> <p>上り線、下り線の昼夜連続対面通行車線規制期間についてご教示願います。</p>	<p>上り線、下り線の昼夜連続対面通行車線規制期間は、「R5. 6. 16～R5. 8. 4（下り線）、R5. 8. 20～R5. 10. 8（上り線）」です。</p> <p>特記仕様書 P6 8-4 工事の実施可能期間については、後日訂正公告いたします。</p> <p>（3月1日掲載予定）</p>